スライド1

ミャンマー発表

アジア太平洋障害者連携フォーラム2019日本東京

Nay

LinSoeネイ・リン・ソウ事務局長ミャンマー自立生活イニシアティブMILI(当事者団体)Email:nay.lin.star@gmail.com

スライド2

ミャンマーインド洋

国のプロフィール概要

・676,578平方キロメートル

・アジア大陸の東南アジア地域最大の国

・人口5,150万人(2014年国勢調査)

・88%が仏教徒、そのほかはキリスト教徒、イスラム教徒、ヒンドゥ教徒(2014年国勢調査)

・気候3つの季節: 夏季、雨季、冬季

・平均気温19°C から40°C

スライド3

ミャンマーの障害者の一般的な生活

・障害者－4.6%（230万人）（2014年国勢調査）

・そのうち大学を卒業したのはわずか2%

・障害児の53%は学校教育をまったく受けていない。

・成人障害者の85%は無職。

・ミャンマーの経済は農業を基盤としているが、障害者のいる世帯の62%は可耕地を持っていない。

・車いす、移動補助器具などの福祉機器は地元では製造されておらず、コミュニティで手に入れることはできない。

・介助者サービスは国内では皆無。通常は家族がその役目を果たす。

・公共の場所における障害者のアクセスや行政サービスは極めて限定されている。

・障害者とその家族はこの国の最貧困層であり最も主流から取り残されている層である。

・ミャンマーの障害者230万人に対してリハビリテーション・センターは4か所、職業訓練所は2か所、特別支援校は15か所、障害当事者団体は17組織しかない。

出典：2014年国勢調査および2010年国家障害調査

スライド4

政府の対応vs 障害者の運動

・政府は、2011 年障害者権利条約を批准、2015年障害者法を制定、2017年にはその規約を発表した。

・現民主主義政府は2018年初め、国の副大統領を議長とし各省庁および当事者団体によって代表される障害者の権利のための国家委員会を設立。

・ミャンマー選挙管理委員会（UEC）は選挙規約と選挙方針を改正し、民主的選挙における障害者のアクセスを促進した。

・教育省は国家教育法を改正し、法律全体にわたってインクルーシブ教育という視点を主流化した。

・社会福祉・救済再復興省は障害者の開発のための国家戦略計画（2016-2025）を採択した。

・関連法、政策、メカニズムは障害者とその組織による運動の一部により十分に整備、促進されたが、予算配分を伴う実施は、障害者の権利を実現するためにはまだ疑問である。

・個々の障害当事者団体はそれぞれの成長に取り組み、それぞれの目標課題を主唱する一方で、2014年、連帯して障害者の人権とインクルージョンを代表する全国レベルのミャンマー障害者連合を設立した。

・権利擁護を主唱する障害者と私の所属組織であるMILIを含む当事者団体は上記の法律、政策、メカニズムの促進と制定に積極的に関与し、障害者の声に耳を傾け障害者権利条約の原則に従うように議会や関連省庁に影響を与えた。

・現在大変すばらしい法律やメカニズムはあるが、それでも障害者やその団体に対する政府の財政支援が欠如しているため、障害者はいまだに日々の生活でもがき苦しんでいる。

スライド5

ミャンマーにおける障害者の教育へのアクセス

・教育省はインクルーシブ教育の方針を採用はしたが、障害者が教育を受ける上で障害はいまでも明らかな障壁となっている。

・2010年の政府の調査によると、ミャンマー全国の小学校入学率が84％であるのに対し、障害者の2人に1人は一度も学校に行ったことがない。

・大学卒業は障害のない人口ではその12％であるのに対し、障害者はわずか2％である。現在障害者が直面している主要な障壁は5つ：(i) 学校の建築設計と地理的位置、(ii) 障害者を受け入れる

教師たちの姿勢と教える能力、(iii) 障害者のための教育法方法と補助教材、(iv) 公共交通機関、および

(v) 障害に対するコミュニティの見方。

・国内の大学および地域の学校の99％は障害者が物理的にアクセスできない。教室、図書館、講堂、ト

イレ、宿舎などの建築設計は特にそうである。

スライド6

・親には障害のある自分の子供を学校に行かせる意思はあるが、ほとんどの親は貧困のためそのような取り組みができない。

・これまでの歴史の中で限定的ではあるが、数人の障害者がこのような難関を乗り越えて最終的に学問のある人となった。彼らはのちにミャンマーの障害者の権利運動のリーダーとなり、障害者のインクルーシブ教育を促進する権利擁護者となった。

・現政府は学校により多くの障害者を受け入れることを確約し、障害者が学校教師になるのを制限する制度的障壁の一部を取り除き、障害のある学生にさらなる財政支援を提供し、就学していない学生のため新たにオルタナティブ教育局を設立した。しかしながら、この国でインクルーシブ教育を実施するにはまだ大きなかい離が残る。

・障害インクルーシブ教育促進のため熱心に取り組んでいる障害当事者団体はいくつかあるものの、障害者の多くと政策立案者の大半は障害者にとっては特別支援（特殊？）教育が唯一最善であるという考え方である。

スライド7

障害者の雇用、キャリア開発、政府支援の促進

・政府は国内の障害者の権利法のもと割当制度の実施を検討している。しかしながら政府、民間分野、当事者団体間の合意を得るには多くの段階が残っている。

・私の団体であるMILIを含むいくつかの障害者組織の権利擁護活動により、ミャンマー・エイペックス銀行、KBZ銀行、ブルー・オーシャン・オペレーティング＆マネージメント・カンパニー、シャングリラ・ホテル、ノボテル・ホテルなど、民間組織や企業の中には職場を改造してアクセシブルにし、障害のある従業員の雇用を増加したところもある.

・雇用促進は障害者法と社会福祉省の国家戦略計画の主要構成要素である。しかしながら、それを実施するための特別な仕組みも具体的な予算も政府と関係者からはいまだに出てきていない。

・政府は障害のある成人のための職業訓練校一校を運営しているが、障害のない人のために運営している政府の職業・技術訓練センターの通常コースには障害者を入れていない。

スライド8

アクセシビリティ（公共交通・施設の利用）

・アクセシビリティの推進は障害者法の中の章の一つになっている。しかしながら、それを実施するための調整機関がまだない。政策立案者も建築家も国民も（障害者でさえ）、その概念およびアクセシビリティの重要性、ユニバーサル・デザインについてよく知らない。

・人々は障害者を社会的な面や人権からではなく、いまだに慈善と医学的見地から見る。したがって、公共の場所やコミュニティ活動の場では大勢の障害者を目にすることはできない。

・貧困および政府支援の欠如のため、障害者は車いすなどの福祉機器を購入することができない。したがって、政治的、経済的、社会的、文化的、宗教的活動にも障害者運動にも、外に出て参加することができない。

・現在、首都、他の都市部、農村地域の公共の建築物、施設、公共交通は障害者、高齢者、妊婦は利用しにくい。障害者は通常はタクシーを利用するが、これは障害者とその家族にとってより費用が掛かり重荷となっている。

・最近、私の団体は地域政府、公営企業と連携してユニバーサル・デザイン・シティに関する全国セミナーを企画し、都市部のアクセシブルな交通とバリアフリー環境の促進について話し合った。同時に障害者団体に対し、ユニバーサル・デザインについて理解するための権利擁護研修を行った。

スライド9

自分の組織であるMILIの権利擁護活動

私の組織であるMILIは障害者主導による自助組織で、障害者がミャンマーの障害者の人権とインクルージョンのために闘い、推進する目的で運営されている。

この組織の構成と機能は3本の柱から成る：(i) 開発の柱、(ii) 政治的柱、(iii) 社会的事業の柱。本部はヤンゴンにあり、全国で28の地方支部が運営されている。組織には現在54人の従業員と4,752人の障害のある会員がいる。

私たちはミャンマーの権利擁護活動と障害者の権利運動における主導的組織である。

スライド10

国会、政府各省および選挙管理機関に対する権利擁護活動

障害者の権利法、選挙法、ミャンマー国家教育法に障害インクルーシブの章や節を盛り込むために積極的に関わり、国会、政府各省、選挙管理機関、政党、人権機関と連携した。

スライド11

民主的選挙における障害者のアクセスを促進?

選挙管理機関、政党と協力し、障害インクルージョンの能力を強化し、その政策、制度上の課題に障害を主流化するよう主張した。選挙法の枠組みと投票所係員のマニュアルを改正して障害インクルーシブにするよう影響を

与えた。障害者に優しい投票所を促進し、視覚障害者が利用しやすい投票用紙を作成した。

スライド12

その他の問題と課題

・障害に関する全国的な統計もデータもミャンマーでは入手できない。そのため根拠に基づいた権利擁護活動も障害プログラムの計画も困難である。

・戦略的な権利擁護活動ができる能力のある当事者団体数は国内では限られている。

・当事者団体が障害者の自立生活を支援するための政府の財政支援が欠如している。

・インクルーシブ・アプローチを取る障害者の自立生活を支援することは全員の責任、全組織の責任であり、「やるのはいいこと」ではなく「やる必要があること」と捉える必要がある。

・インクルージョンは簡単にできても、すべての人の責任ある行動を必要とする。

スライド13

ご清聴ありがとうございました。